

# 何としても新型コロナの感染防止を 区民の命・くらし・営業守れ



お困りのことは  
何でもお気軽に  
ご相談ください

※裏面に相談日を  
掲載しています

左から区長、中村しんご区議、三小田准一区議、樋口まこと区長補佐・福祉担当、木村ひでこ区議、中江秀夫区議、片岡ちとせジェンダー担当、おりかき明実区議

## 粘りづよい論戦・要望 コロナ対策で区政をリード

共産党区議団は、コロナ対策強化のために、議会での論戦や区長に8回の申し入れを行うなど、粘り強い活動を続けてきました。

第4回定例会に提出された補正予算では、コロナ対策で様々な前進があ

りました。

65歳以上の高齢者及び基礎疾患のある65歳未満の方で検査を希望する方は、PCR検査が1回3千円で受けられるようになりました。

高齢者や障害者施設など合計1013施設の職

員全員の検査を実施します。私立子育て施設では、陽性者が発生した場合、施設職員全員の検査を実施します。接待を伴う飲食店の検査対象も拡大します。

酒類を提供する飲食店とカラオケ店で、東京都の「休業要請協力金」を申請した事業者が区に

10万円の上乗せをします。また、コロナ禍でさらに厳しい状況にあるひとり親世帯に対し、再度、

臨時特別給付金を支給します。コロナを乗り越えるまでこれからも全力をあげます。

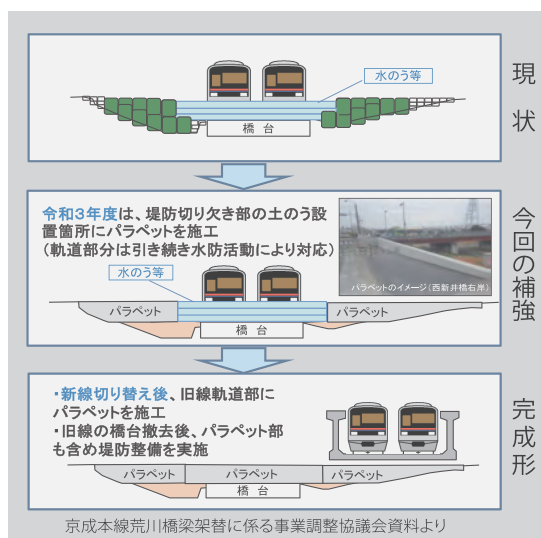
## 京成本線荒川橋梁架け替え

## 完成までの水防対策が前進

11月17日、国土交通省、京成電鉄、東京都、葛飾区などによる第1回「京成本線荒川橋梁架け替えに係る事業調整協議会」が行われました。

区議団は、第1回定例会で、事業の促進を求め、完成までの水防対策は今のままでもいいのかと区に質しました。都議会では、和泉なおみ都議が、都の関与と事業の促進、完成までの水防対策を求めています。

この協議会で、事業の促進に加え事業完成までの対策が話し合われ、現在土のうが積み重ねられている堤防の切り欠き部分（低い部分）に、パラペットというコンクリート製の壁を令和3年度までに設



切実な区民の要求を届ける中で、事業の促進と完成までの対策強化に結び付けました。

## 「青砥橋にエレベーターを」の意見書 区議会が全会一致で採択



青砥橋にエレベーター設置を求める会  
事務局長 樋口まこと

12月1日の葛飾区議会本会議で、「都道環状七号線の青砥橋におけるエレベーター設置を求める意見書」が、全会一致で採択されました。

この問題では、和泉なおみ都議の質問を契機に、地域住民による「青砥橋にエレベーター設置を求める会」が立ち上がり、署名運動を行って都議会に請願を行いました。都議会では、自民、公明、都民ファの反対で否決されましたが、その後、都は現地調査を行いました。

会は運動を続け、区長に直接申し入れ、区が東京都にエレベーター設置を要望するよう求めてきました。そうした中、先の定例会では、全会一致で意見書が採択されました。

私たちの運動が、一歩前進させたと思います。引き続き実現まで地域のみなさんと力を合わせてがんばります。



発行 日本共産党  
葛飾区議会議員団  
03(5654)8520(直通)  
責任者 中村しんご

日本共産党  
葛飾区議団だより

日本共産党区議団のホームページをご覧ください  
<http://www.jcp-katsushika.jp/>



えっ？学校のプールがなくなる！

# 学校プールの全廃方針は命を守る教育の放棄

12月2日、区教育委員会  
は、文教委員会に「今後の  
水泳指導の実施方法に関す  
る方針（案）」についてを  
報告しました。

その内容は、今後の水泳  
指導は、総合スポーツセン  
ターや民間の屋内温水プー  
ルを活用し、学校改築の際  
にプールは設置しない。学  
校外プールを活用する意向  
のある学校は、移行しても  
よいというもので、学校プ  
ールを順次廃止するもので  
した。

## 命を守る教育の放棄

「方針案」では「海や川



## プールのない学校ってどんな学校

この時点での、地  
権者の同意率は土地  
所有者で58%にすぎ  
ず、区と公社の土地  
所有率が11%あるか  
ら、合計して3分の  
2を超え、法的要件  
をクリアしていると  
いうのは間違いです。  
中立的な立場に立  
つべき区が、今、や  
るべきは、賛成住民  
の側に立って手続き

での水の事故を防ぐために  
も、今後もより充実した水  
泳指導を実施していく」と  
その重要性を認めながら、  
命を守る訓練となる「着衣  
泳」は、民間プールでは難  
しいので理論指導するとし  
ました。  
11月、香川県坂出市の修

## 立石駅北口再開発の本組合設立申請は撤回を

## 区役所移転は一部移転に変更

10月28日立石駅北口再開  
発準備組合が、区に本組合  
の設立を要請し、それを受  
けて区は、11月11日、必要  
書類を都に提出しま  
した。



を進め  
ること  
ではあ  
りませ  
ん。再

## 区が「公契約条例（素案）」を提案

### 賃金などの基準定め実行あるものに

第4回定例区議会に、  
「葛飾区公契約条例」の素  
案が報告されました。  
公契約条例は、自治体発  
注の建設工事や委託業務な  
どに従事する労働者の賃金  
について下限額を設けるこ  
とで、労働者の賃金と生活  
を守り、さらに発注された

工事や業務の質を確保する  
ためのとりくみです。  
区議団は、建設業の方々  
との懇談や他自治体のとり  
くみについての視察を行い、  
条例制定を求めてきました。  
しかし、今回報告された  
区の（素案）はいわゆる「理  
念条例」で、考え方だけを

は、人命軽視の現れです。

## 子どもの意見は まったく聞かず

学校プールの当事者は子  
どもたちです。「先生、今  
日プールあるの？」と真っ  
先に聞いてくるほど待ち遠  
しいものです。  
ところが区教委は、プー  
ル廃止について、子どもた  
ちの意見はまったく聞いて  
いません。

学校プールの廃止時  
に、学校プールで代用  
できるといつてきたこ  
ともごまかしでした。  
学校プールの全廃方  
針は撤回すべきです。

## 施設開放も夏季の

## 水泳指導もできない

民間プールでは、貸  
切らない限り施設開放  
も夏の水泳指導もでき  
ません。

公園プールの廃止時  
に、学校プールで代用  
できるといつてきたこ  
ともごまかしでした。  
学校プールの全廃方  
針は撤回すべきです。

大きく変わったことで、  
事業の要件となる公共  
性も成り立たず、事業  
の採算性も取れていな  
いことになります。  
本組合の設立申請は、  
直ちに白紙撤回すべき  
です。

示したものでした。  
2009年9月に全  
国ではじめて野田市で  
公契約条例が成立して以  
来、全国にひろがって  
きましたが、どこでも  
大変な思いをしながら  
スタートし、とりくん  
でいます。  
葛飾区でも、具体的  
基準を定めた、実効あ  
る条例を制定すべきで  
す。

## 生活法律相談

区内で週に1〜2回の割合で  
生活法律相談を行っています。  
（事前に連絡をお願いします。）

第三水曜日

中村しんご区議

090(8686)2671

第二水曜日

三小田准一区議

090(8040)1181

第四水曜日

中江秀夫区議

090(2176)5756

第三金曜日

おりかさ明美区議

090(3524)6719

第一水曜日

木村ひでこ区議

090(8640)5378

第二水曜日

和泉なおみ

03(5671)0850

第三水曜日

樋口まこと

090(3528)0451

